

薪ストーブ購入の補助をします

奈良市薪ストーブ導入促進事業補助金



奈良市では、市内の森林から搬出された伐採木等の森林資源の利用拡大を図り、適正な森林整備・保全と森林資源の地産地消を図ることを目的として、薪ストーブの本体や煙突の購入に要する費用に対する補助をします。



受付

受付期間 令和6年12月27日（金）まで（※土日祝除く）

受付場所 奈良市役所 農政課

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

対象者

- （1）市内に住所を有する個人（転入予定者を含む。）又は市内に事業所を有する事業者（法人、個人事業主及び任意団体等）であること。
- （2）市税等の滞納がないこと。
- （3）当該年度内に、関連法令等を遵守したうえで薪ストーブの設置を完了できること。

対象事業

- （1）市内の自ら居住するための建物（居宅、事務所、店舗又はその他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に薪ストーブを新たに設置する事業
- （2）市内の事業の用に供する建物に薪ストーブを新たに設置する事業

※ 本市以外の国、県、団体予算により補助金、交付金又は助成金等の交付を受けている場合、補助金の交付の対象事業とすることができません。

補助金額

補助対象経費の1/2以内

対象事業（1）、（2）…20万円上限

対象事業（2）のうち特に設置効果の高い施設 …30万円上限

※ 千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。



補助金を受ける方の責務

奈良市内の森林から生産された薪を主燃料として使用し、奈良市内の森林資源の利用拡大を図り、もって適正な森林整備・保全と森林資源の地産地消に貢献するように努めるものとする。

申請方法

薪ストーブを購入する前に、補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (4) 薪ストーブの仕様が確認できるカタログ等の写し
- (5) 建物の位置図及び設置箇所の見取図
- (6) 交付申請前3月以内に取得した納税証明書
- (7-1) 個人が交付申請する場合



交付申請前3月以内に取得した住民票またはその写し及び現年度と前年度分の市・県民税及び固定資産税に係る納税証明書またはその写し

- (7-2) 法人が交付申請する場合

交付申請前3月以内に取得した当該法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）またはその写し及び現年度と前年度分の法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書またはその写し

- (8) 薪ストーブを設置する建物の所有者を特定できる書類（登記事項証明書又は固定資産課税明細書）の写し
- (9) 薪ストーブを設置する建物の所有者が複数である場合又は当該建物の所有者が申請者と異なる場合にあつては、薪ストーブ設置同意書（様式第4号）

補助対象経費

下記の要件を満たす薪ストーブ本体、煙突の購入に要する費用が対象。

※運送料及び設置工事に係る費用は除く。

- ・設置する薪ストーブ等は未使用品であること
- ・主たる材質が、鋳鉄、鋼板又はこれらに類するものであり、耐久性を有していること
- ・煙突は、建物を貫通する部分及び屋外部分が二重断熱構造であること
- ・薪ストーブ等は建築基準法及びその他関係法令を遵守のうえ設置されるものであること
- ・薪ストーブに係る煙突は、景観法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及び奈良市風致地区条例等の関連法令等を遵守のうえ設置されるものであること

留意事項

- ・本補助金の申請に際しましては、事前のご相談をお願いいたします。
- ・購入及び設置工事後の申請はできません。必ず申請のうえ交付決定を受けてから、購入及び設置工事に着手してください。
- ・受付期間中であっても予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

事業の内容は、奈良市ホームページ「薪ストーブ導入促進事業」で検索 または 奈良市農政課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】奈良市 観光経済部 農政課

TEL：0742（34）5142

FAX：0742（35）5559

E-mail：nousei@city.nara.lg.jp